

労働講座企画委員会寄附講座  
「未来の自分をつかめ～OB・OGの働き方をとおして考える」

## 職場のリアル(2)

### なぜ過労死は起きたのか？

東京新聞社会部 記者 中澤 誠

※明治大学労働講座2017の動画を 参照してください  
<http://www.isc.meiji.ac.jp/~labored/kifukoza/rodokoza2017.html>

# 初任給の内訳

## 就活本が一役

### 就職四季報

できているとは言い難い」と訴える。

若者の雇用悪化を受け、企業選びの有効な情報源として注目が高まっている。

「ブラック企業」が構成されていることを客観的データ示さず、学生が就職四季報だとこれまで離職率や平均残業時間など企業が公表したがらないようなナーチャラを掲載してきた。

来春卒業予定の学生の就職活動が、今月から始まった。誰もが希望を使いつぶす「ブラック企業」は避けたいが、最近は残業代込みの支給を表示し、高給と誤解されるような求人広告で人材を集める「求人詐欺」も取り沙汰される。こうしたことから、就活のバイブルともいわれる『就職四季報 総合版』(東経経済新報社)は企業選びの参考として、最新の2017年版から初任給内訳金額に盛り込んだ。専門家は「学生が会社を見極める手掛かりになり」と評価する。

就活生にとって、就職先を選ぶ目標として初任給は関心の高い項目の一つ。そこで自走して、初任給の内訳をあいまいにして誇大な求人広告を出す企業もある。

自立つのが、あらかじめ一定時間分の残業代を給与に盛り込んで支払う「固定残業代」を使用したケースだ。就活サイトの求人広告などに「残業代込み」と記載しながら残業時間や金額を明示しなかつたり、そもそも残業代込みの給与額であることを募集時に隠していくといった。求人内容にひか



**求人トラブル後絶たず**

求人をめぐるトラブルは後絶たない。厚労省によると、ハローワークを取り扱った案件でも求人票が実際の労働条件と違うといった苦情は日々増えており、2014年度は全国で1万件を超えた。中でも「求人内容が低い賃金で働くが強制された」などの賃金面の苦情が多い。学生が確認する「ブラック企業」は、労働条件をいまかして求人する学生は、労働条件を理解して求めることが目的。求人詐欺によって過酷な労働に追いやられてしまうことがある。相次ぐ求人トラブルに、厚労省も対



●企業の初任給の内訳を初めて掲載した「就職四季報 総合版」の2017年版

①日に解禁された来春卒業予定者向けの書店説明会。実際の待遇と異なる求人広告もあり、学生にとって見極めが重要な節目

もたる基任給・残業手当・扶養手当・勤務手当などを算出した「アシスタンスマネージャー手帳」(中沢誠著)。株式会社事業対策部の鶴嶋ジェクト事務局長の鶴嶋匡美は、「人生の大きな節目公正な会社選びができる」と述べている。

例十も五社のデータを集めた。A社「初任給」二千九百二十万円。B社「初任給」一千九百二十万円。「アシスタンスマネージャー手帳」(中沢誠著)は、「人生の大きな節目公正な会社選びができる」と述べている。

一七版版からは初任給の中訳も掲載。アンケートを実施し、大手を中心とした五社のデータを集めた。アシスタンスマネージャー手帳は、A社「初任給」二千九百二十万円。B社「初任給」一千九百二十万円。「アシスタンスマネージャー手帳」(中沢誠著)は、「人生の大きな節目公正な会社選びができる」と述べている。

### 透明性向上へ一步

若者の雇用問題に詳しい上西充子・法政大教授の話。求人の内容はあいまいな部分が多く、初任給には残業代を含んでいましたが、学年には分かりづらかった。就職四季報が、その手がかりとして初任給の内訳を表示したことは、学生が労働条件を把握しやすくなる点で意義は大きく、求人情報の透明性向上の一歩といえる。適正な情報をもとに、学生が求人内容を吟味するようになれば、まどもな企業に学生が集まるだろう。そうなれば企業も社員の待遇改善を進め、「ブラック企業」の淘汰(どうだ)につながるのではないか。

## ■ 目次

### ①:36協定って？

～日本の労働時間に関する法制度～

### ②:使い潰される若者たち

～電通新入社員の過労自殺など～

### ③:蔓延する長時間労働

～大手企業の7割が「過労死ライン」以上の残業可～

### ④:なぜそんなに働くの？

～働き過ぎの日本人、その背景～

### ⑤:国を挙げての働き方改革

～残業時間に上限規制～

### ⑥:結びに代えて



# ①:36協定って

- 日本では本来、残業は例外
- 法律(労働基準法)で、**1日の労働時間は8時間**と定めている。8時間を超えて従業員を働かせた場合、雇用主に罰則が科される。



でも、世の中では当たり前のように残業が行われている。  
なぜ、残業できるの？



## ◆例外の存在

- 従業員(労働者側)と雇用主(使用者側)とが、何時間まで労働時間を延長できるか話し合い、両者で協定を結べば、1日8時間を超えて働かせることができる=残業させることができる。



この協定が「36(サブロク)協定」

## ◆いくらでも延長可能だった

- 1カ月に最大45時間まで延長できる=一般条項
- ただし、特別な事情があれば、1年のうち半年までに限り、さらに延長できる。上限なし=特別条項



# ※36協定届：労使で協定を結ぶと事業所ごとに管轄の労働基準監督署に提出する

| 時間外労働・休日労働に関する協定届             |                    |   |   |
|-------------------------------|--------------------|---|---|
| 事業の名称                         |                    | 事業の所在地・電話番号                             |   |
| ワタミフードサービス株式会社<br>印民 京急久里浜駅前店 |                    | 神奈川県横須賀市久里浜1-5-8<br>STビル2階 046-830-5562 |   |
| 業務の種類                         | 労働者数<br>「満18歳以上の者」 | 延長することができる時間                            |   |
|                               |                    | 所定労働時間                                  | 1日  |
|                               | 1日8時間              | 7時間                                     | 1月(毎月1日) 每年(10月1日)<br>45時間 360時間  |
|                               |                    |   | 宴会シーズン及び人員の都合により特に業務が繁忙となった場合は、労働者代表と協議の上、年間6ヶ月を限度として月間120時間、年間950時間まで延長することができる。 |
| の種類                           | 労働者数<br>「満18歳以上の者」 | 所定休日                                    | 労働させることができる休日<br>および始業並びに終業の時刻  |
| 同様                            | ①と同様               | 各人別に定める各週2日                             | 法定休日のうち1ヶ月2日<br>各人別に定めた各日10時間以上   |

## ◆過労死ライン

過労死の認定基準の一つであり、厚生労働省が過労が原因で亡くなる可能性が高いと警告しているライン

1ヶ月におおむね100時間か、  
2~6ヶ月におおむね80時間を超える残業

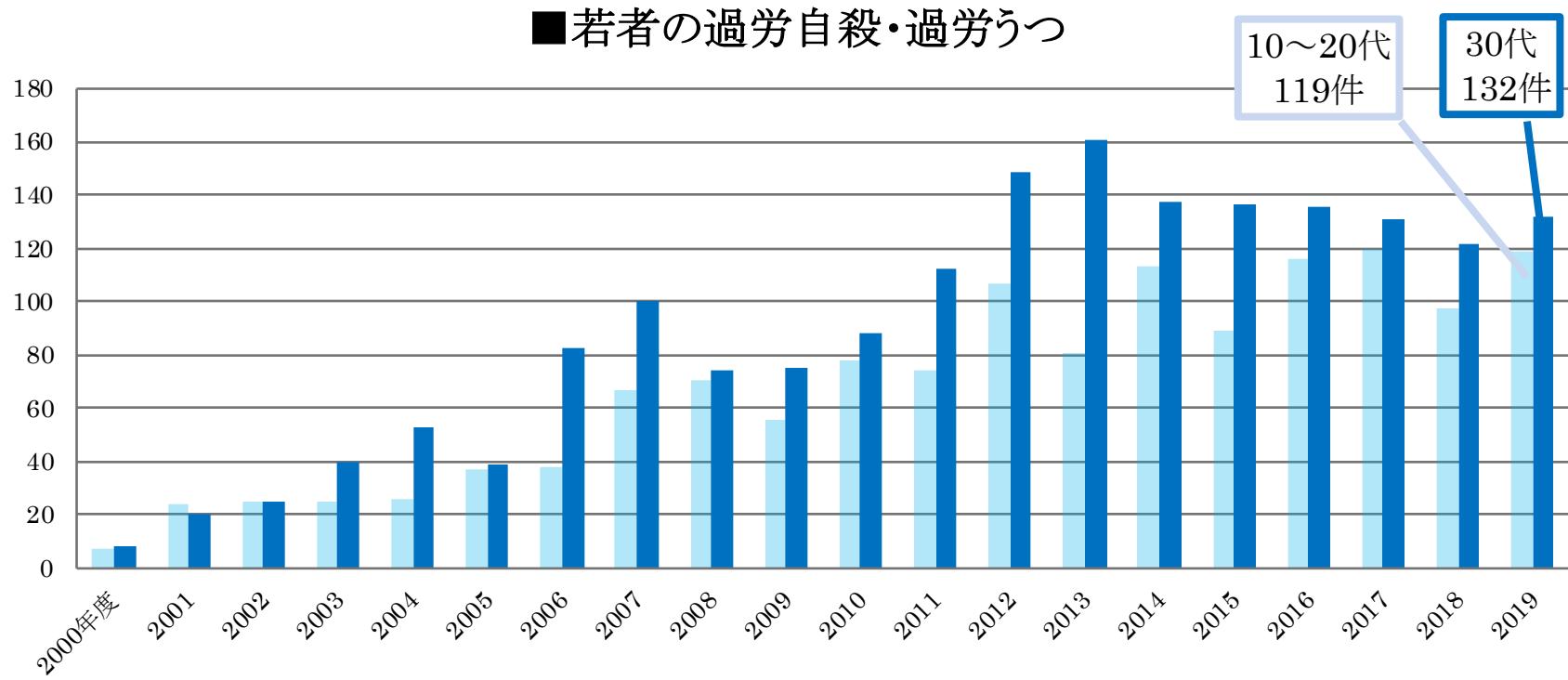
## ◆矛盾

- 国は「過労死が起きますよ」と警告しながらも、月80時間以上残業できる36協定を結んでも企業は違法に問われなかつた
- ダブルスタンダードが長時間労働を助長

⇒ 「⑤国を挙げての働き方改革」で国の対応を紹介



## ②:使い潰される若者たち



2019年度の過労自殺・うつの労災認定件数  
10~20代で119件(過去2番目の高さ)  
→ 2000年度(7件)の17倍



## ◆電通での過労自殺の事例

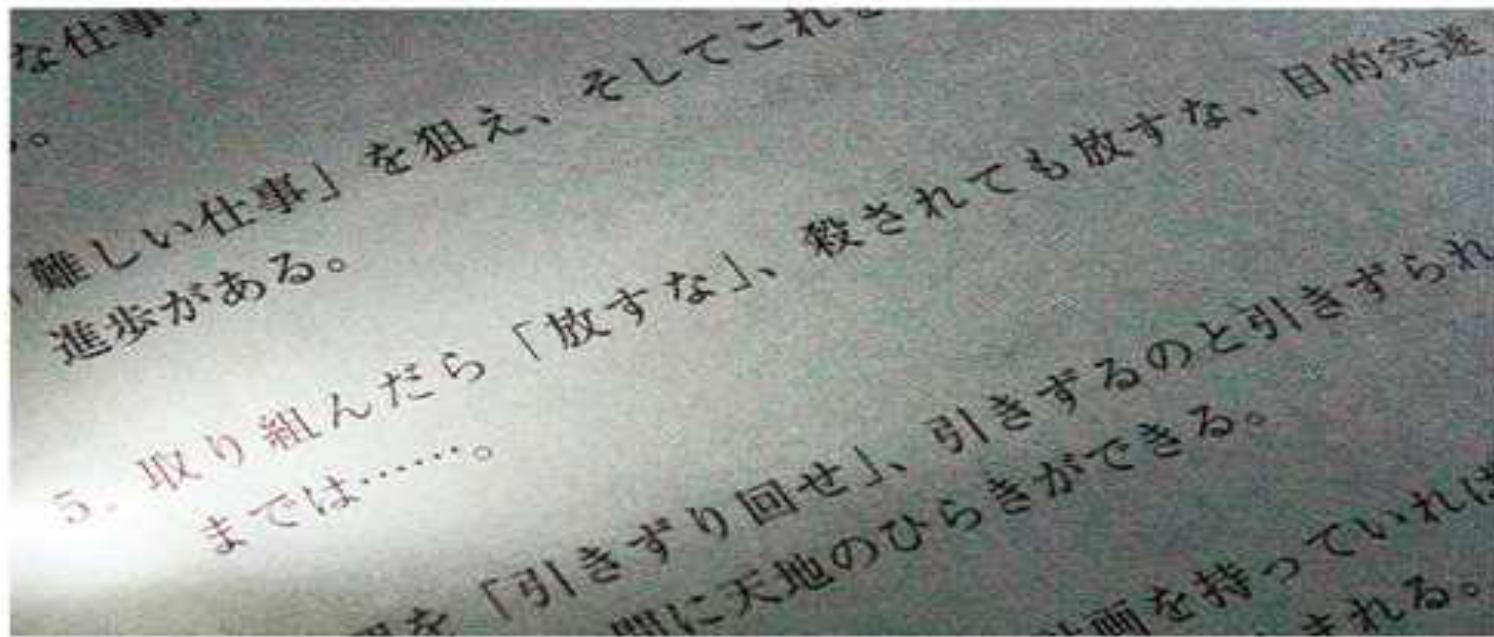
2015年4月：高橋まつりさんが電通に入社

6月：デジタル広告の部署に配属

10月：本採用になり、業務が多忙に

12月のクリスマス：自ら命を絶つ。享年24歳

2016年9月末：三田労働基準監督署が過労自殺と認定



かつて電通の社員手帳に書かれていた社訓「鬼十則」

## ■「お母さんを楽にしてあげたい」

- ・まつりさんは東大卒業後、電通に入社
- ・6月からネット広告の部署に配属

〔自動車保険や証券会社のネット広告を担当  
1週間ごとにデータ分析と顧客向けにリポート〕



- ・10月から部署の人数が14人から6人に
- ・休日出勤や深夜残業を繰り返す。ほぼ53時間連続で会社にいた記録も
- ・亡くなる直前の残業は月105時間に達していた
- ・社内飲み会の準備。終われば反省会

## ■高橋まつりさんのSNSの書き込みと残業時間

(※残業時間は、遺族側が入退館記録やパソコンの記録などから集計)

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 2015年4月 | 電通に入社  | 残業時間<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br> |
| 6月      | デジタル・アカウント部に配属   |  |
| 10月1日   | 本採用  |  |
| 13日     | 「休日返上で作った資料をボロくそに言われた もう体も心もズタズタだ」   |  |
| 21日     | 「もう4時だ 体が震えるよ… しぬ もう無理そう。つかれた。」  |  |
| 27日     | 「弱音の域ではなくて、かなり体調がやばすぎて、倒れそう…」  |  |
| 11月5日   | 「土日も出勤しなければならないことが決定し、本気で死んでしまいたい」   |  |
| 12日     | 「がんばれると思ってたのに予想外に早くつぶれてしまって自己嫌悪だな」   |  |
| 12月9日   | 「はたらきたくない 1日の睡眠時間2時間はレベル高すぎる」  |  |
| 16日     | 「死にたいと思いながらこんなストレスフルな毎日を乗り越えた先に何が残るんだろうか」  |  |
| 17日     | 「目も死ぬし心も死ぬし、なんなら死んだほうがよっぽど幸福なんじゃないかとさえ思って、今日は、死ぬ前に送る遺書メールのCCに誰を入れるのがベストな布陣を考えてた」 | 11月19日<br>～<br>12月18日<br>99時間                |
| 20日     | 「男性上司から女子力がないだのなんだのと言われるの、笑いを取るための いじりだとしても我慢の限界である。(中略)鬱だ」                      |  |
| 25日     | 母親に「仕事も人生も、とてもつらい。今までありがとう」とメール。自殺   |  |

# ■人が人として扱われない職場

## ▽過労体質

社員心得「鬼十則」...「死んでも放すな」  
長時間労働をいとわない社風

## ▽徹底した顧客ファースト

顧客から無茶な注文も応じるビジネススタイル

## ▽パワハラ・上下関係

「君の残業時間の20時間は会社にとって無駄」  
「新入社員は奴隸」と評する元社員も

## ▽過大な仕事量

まつりさんの部署で広告掲載を巡る不正発覚  
電通「恒常的に人手不足だった」



# ■繰り返された悲劇

1991年にも入社2年目の男性社員が過労自殺  
2000年の最高裁判決で、電通の企業責任を認める



2000年6月23日  
東京新聞夕刊1面

企業が社員の健康管理に取り組むきっかけに  
電通も再発防止に取り組んだはずだったが...

## ■ 変わらぬ企業体質

1991年の過労自殺後、電通は再発防止

出退勤をICカードで管理、産業医による面談

電通「適正な勤務管理、長時間労働抑制を実施」



しかし...

2013年6月、30代の男性社員が過労死

2014年6月、関西支社が違法残業で労基署から是正勧告

2015年8月、東京本社でも是正勧告

12月、まつりさんが自殺

※まつりさんは亡くなる直前、1991年の過労自殺に触れ、母に  
「こうなりそう」と漏らしていた

# ■形だけの再発防止

【まつりさんの勤務実態】

|                   |                             | 【在社時間】             |
|-------------------|-----------------------------|--------------------|
| 10月<br>25日<br>(日) | 入館19:27                     |                    |
| 26日               | 退館6:05<br>入館6:05            | 10時間38分<br>32時間39分 |
| 27日               | 退館14:44                     |                    |
|                   | 入館15:01                     | 9時間41分             |
| 28日               | 退館0:42<br>入館9:28<br>退館23:16 | 13時間48分            |

- ・社員が労働時間を自己申告
- ・会社の入館ゲートで社員の出退勤を記録し、申告時間と1時間以上のズレがあれば、会社が理由を確認する



**実際は…**

- ・私事在社 ≠ 労働時間
- ・ゲートの記録とズレがあっても自己啓発や食事など虚偽報告
- ・月70時間の残業上限に収まるよう過少申告が横行



## ■電通は変わらぬか

まつりさんの労災認定後

2016年10月 厚労省東京労働局が本社を立ち入り

11月 各労働局が本社・支社などを家宅捜索

→**刑事事件に発展**

12月 東京労働局、まつりさんの上司らを書類送検  
石井直社長が辞任表明

2017年 1月 電通と遺族が再発防止で合意書

2月 山本敏博新社長「2年で労働改革進める」

4月 各労働局が電通と支社幹部らを書類送検

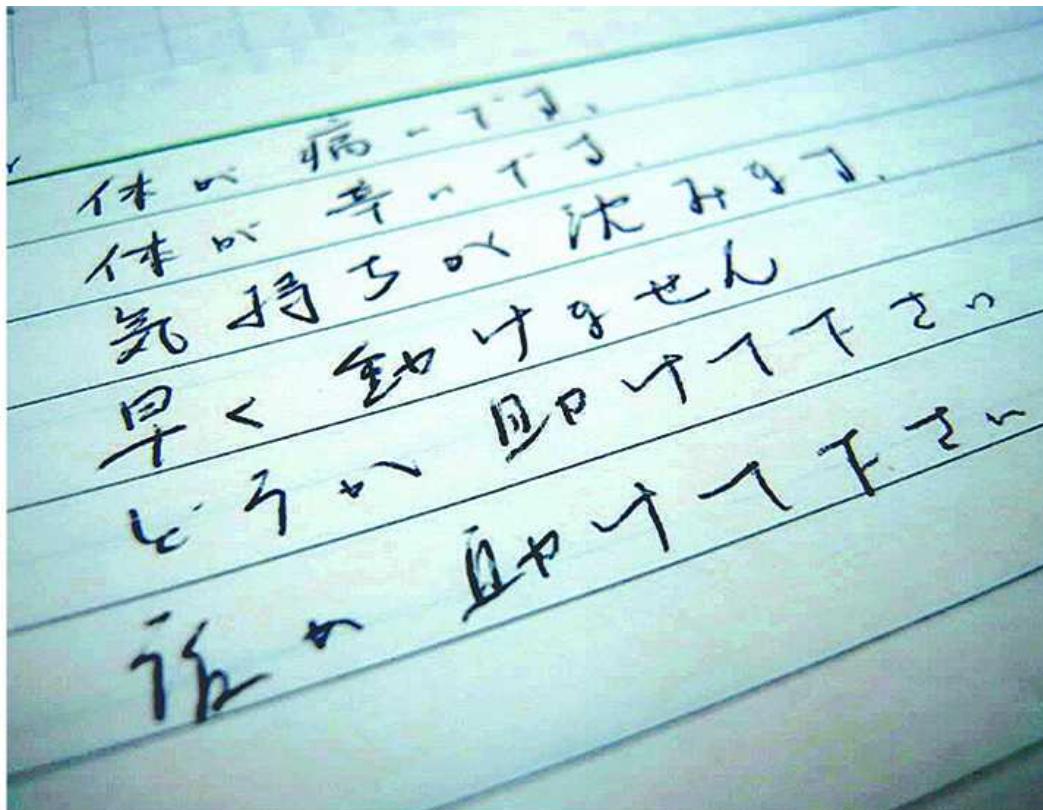
7月 電通を略式起訴→東京簡裁は正式裁判に

10月 「違法な長時間労働が常態化」と簡裁判決

→**電通に罰金50万円**

## ◆ワタミでの過労自殺の事例

- ・2008年4月、森美菜さんがワタミ子会社に入社。
- ・2008年6月、自ら命を絶つ。享年26歳。
- ・2012年2月、自殺は働き過ぎが原因だと認められた。
- ・2015年12月、遺族がワタミ創業者・渡辺美樹氏らと裁判で和解。



# 入社2ヶ月、彼女に何が…

- ・ワタミの経営理念に心酔
- ・農業に関心、農業法人もあるワタミグループに入社
- ・神奈川県内の居酒屋チェーン「和民」に配属



- ・慣れぬ仕事
  - 1週間の座学で店舗に配属
  - 調理実習は2日だけ
- ・サラダや刺身などの調理を担当
  - 調理する品数が多く、調理も煩雑
  - 同僚「最も大変なポジション」



## ・長時間労働

勤務は主に午後4時～翌朝3時(金・土は5時)

ただし、仕込みのため、始業の1時間前には出勤

美菜さんの働く店舗では、残業の上限は月120時間

美菜さんの残業は、上限を超えて月141時間だったことも

## ・休日のボランティア活動

ワタミ側は「参加は任意」として業務外の扱い

実際はマニュアル配布、事前に集合場所・時間を連絡

## ・レポート作成

会社が指定する本を読んで感想文を書く

勤務中には書く余裕もないのに、休日返上で作成

## ・早朝研修

深夜・未明まで働いた後、本社(東京都大田区)で午前7時から研修に参加



## やりがいの搾取

コストを抑えるため、1人か2人の正社員がアルバイトを使って店を回す。

「夢」をうたい、低賃金・長時間労働を強いる。

経営理念が重要 ... 社員を洗脳

労働組合がない ... 異論を許さない

「社員は家族」と言いつつ

制服代や課題レポートの本代は給与天引き

推奨する募金も給与天引き

理念はすばらしい。

でも理念を実行するために職場は疲弊。



# やがてワタミの働き方に疑念を抱くように



## ▼美菜さんの入社直後のレポート

・今、私はこの会社に入社できることを、心から嬉しく思っているのも、また事実です。

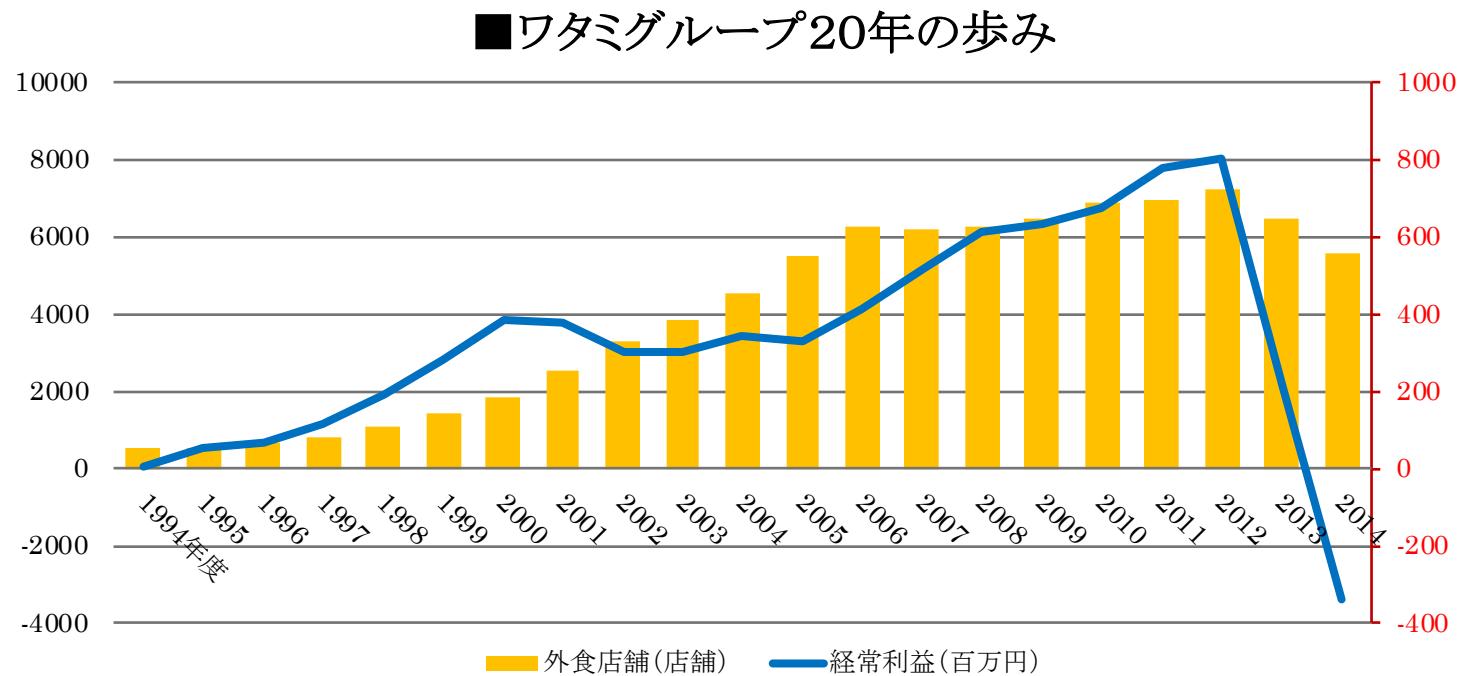
・こんなにも熱い思いで、たくさん的人が本当にたくさんの仕事をなさっている事実を、この研修中に知ることができました。その一員として働く事実が、とても嬉しいのです。

## ▼亡くなる1週間前のレポート

・どこのお店も、こんなにドタバタしているものだろうか？（中略）こんなには人は、疲れているものだろうか？

・分からない。ワタミ文化とは、こういう現実をさすものだろうか？ 120%の力で、どんなにひどい状況でも無理やりにでも乗り越えろと？ ついてこれない弱い人間は、いないと。

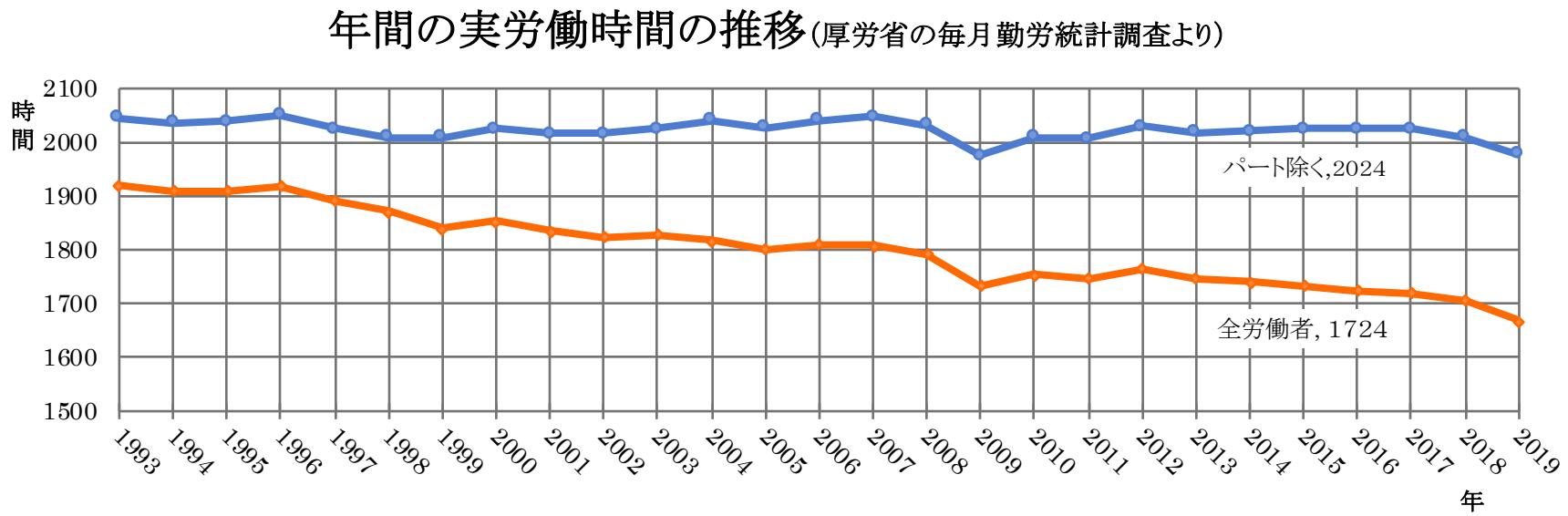
## ワタミ急成長の裏で



- ・急激な店舗拡大
- ・労務管理と社員教育が追いつかず
- ・当時の幹部「これが一部上場企業かと思うほど法令遵守ができていなかった」

### ③: 蔓延する長時間労働

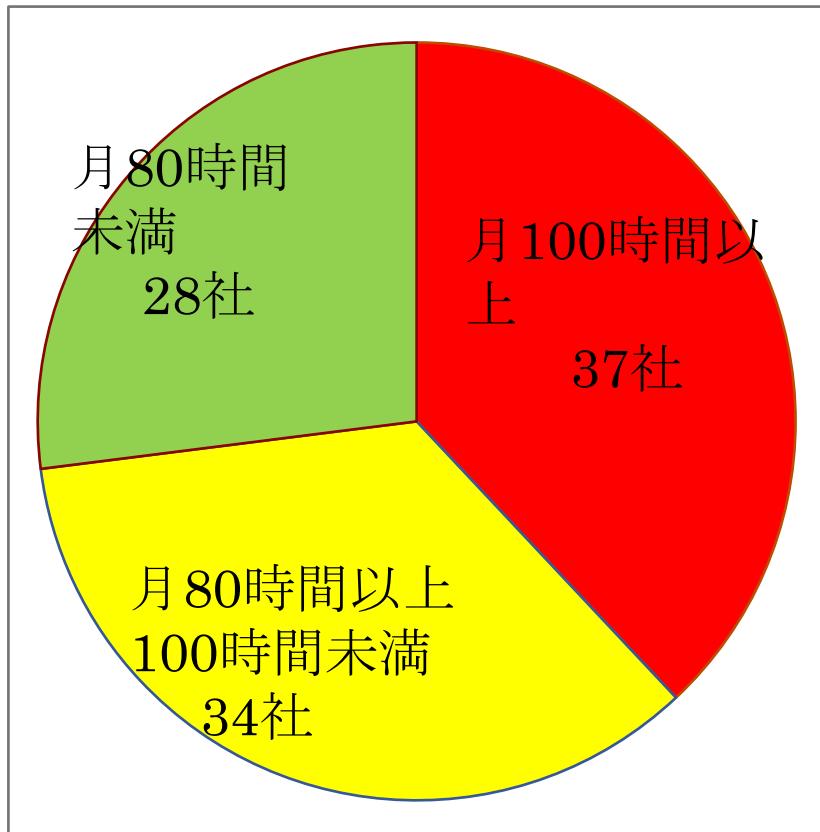
大手、中小に限らず長時間労働に依存



- ・フルタイム労働者の労働時間は年2000時間で高止まり  
(ドイツは1300時間台、フランスは1500時間台)
- ・フルタイムは2年連続で減少、脱長時間労働の兆しも
- ・全労働者の減少は非正規労働者の増加が影響

## ■法改正前の大手企業の残業の上限時間(1カ月)

2014年の東京新聞調査



※各本社の36協定届の残業の  
上限時間。部署ごとに異なる場  
合は最長の時間で比較

|         |          |
|---------|----------|
| 関西電力    | 192時間    |
| J T     | 180時間    |
| 三菱自動車   | 160時間    |
| ソニー     | 150時間    |
| 清水建設    | 150時間    |
| 三菱マテリアル | 145時間    |
| 東京電力    | 144時間40分 |
| 昭和シェル石油 | 140時間    |
| N T T   | 139時間    |
| 東芝      | 130時間    |
| 日立製作所   | 128時間    |
| N E C   | 120時間    |
| 丸紅      | 120時間    |
| 京セラ     | 120時間    |
| パナソニック  | 120時間    |

## 企業の本音とは...

「経営側は需給調整のため、労働時間に柔軟性を持たせたいという思いがある。円高などで今、国内で事業を続けるのは大変。過労死は重要な問題だが、法律で残業時間を定めるなど労働規制を強めれば、企業はますます活力を失い、成長は望めなくなる」

(2012年の残業上限調査に対する経団連コメント)

### ◆大手99社にアンケート(2015年1~2月)

- ・上限引き下げるつもりない:回答64社中45社  
理由→「一定量の残業勤務が発生することもある」
- ・45社のうち32社が「過労死ライン」以上の上限
- ・2012年から上限を引き上げた企業8社  
理由→「業務集中時にも上限を守るため」

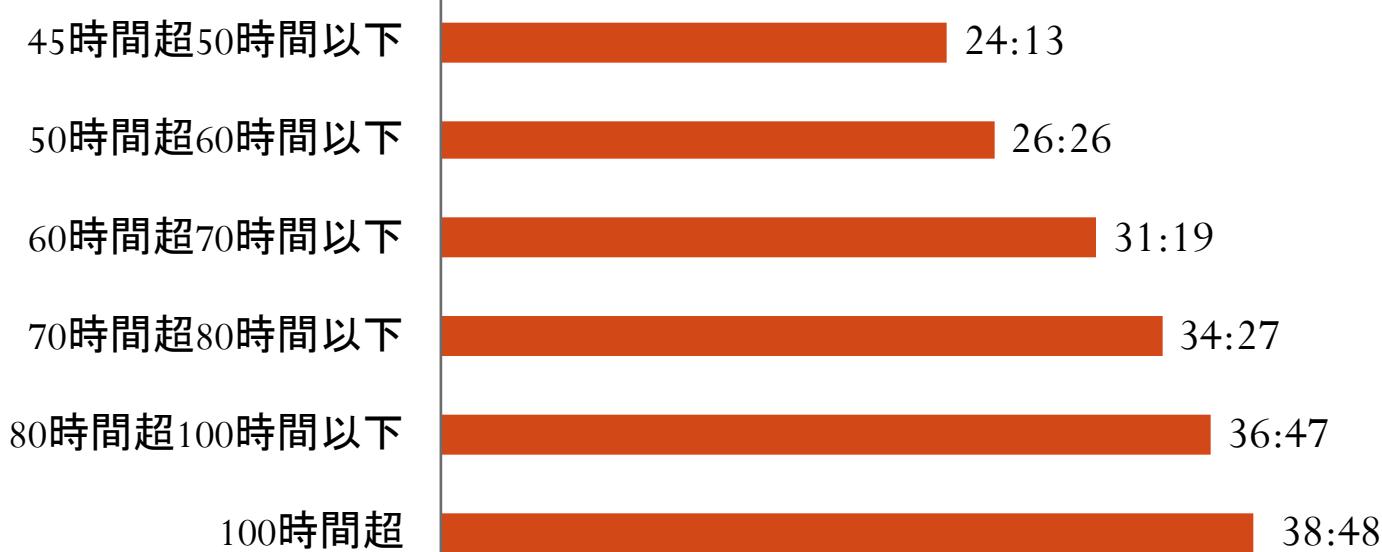


36協定の上限：企業側「突発対応」「繁忙期に備えて」



36協定の上限が長いほど実際の残業時間も長い

■36協定の上限別、月の残業実績（各事業場で最長の者の平均）



※厚労省の2013年度労働時間等総合実態調査より

「社員の命を犠牲にして業績を上げる企業が優良企業と言えるのでしょうか」――



まつりさんの遺影とともに記者会見に臨んだ母の幸美さん＝1月、都内で

▼まつりさんの母・幸美さんから若い人たちへ  
「私たちの人生には失敗という文字はない」  
「頑張りすぎないで、どこかにSOSを出してほしいし、逃げてほしい」



## ④:なぜ日本人は働き過ぎなの？

### ▽脆弱な法規制

長時間労働を抑制する36協定が形骸化

→労使合意とは名ばかり、会社の意向そのまま

### ▽労働組合の弱体化

労組の組織率は年々減少。現在2割を切る

労組があっても労使協調から歯止めにならず

### ▽監督官不足

労働法を取り締まる労働基準監督官

東京23区では、監督官1人で3000事業所を担当  
人手が足りず、十分に監視の目が行き届かない



長時間労働がはびこる職場風土



長い景気低迷で、職場環境さらに悪化

▽行き過ぎた利益至上主義

社員への過大なノルマ

経営者のコンプライアンス低下

▽人件費削減

非正規雇用の拡大

減った正社員の責任と仕事量が増大

▽「ブラック企業」台頭

新卒の就職難を逆手に、採用した若者を使い潰す

労働者を犠牲にした格安商戦で急成長



## ⑤:国を挙げての働き方改革

### 労働人口の減少が国の課題に

少子高齢化による働き手不足

新たな労働力の掘り起こし

女性や高齢者の社会進出を期待

ただし...

長時間労働が当たり前の働き方がネック



長時間働くかなくても成果を出す

=生産性の向上(効率よく働く)



## ■青天井だった残業時間に規制

※「①36協定って」参照

2017年、安倍政権が**「1億総活躍社会」**を宣言

- ・長時間労働防止のため、政府も36協定に注目
- ・協定さえ結べばいくらでも残業させられた制度の見直し着手

2019年4月、残業時間の上限規制を導入

- ・最長で月100時間未満
- ・年間では720時間以内

今後は上限を超えて働かせたら違法に



## ■政府の対策に異論も

- ▽過労死ライン並みの上限時間
- ▽運送業や建設業、医師は適用を5年間猶予（いずれも過労死・過労自殺の多い業種）
- ▽規制の抜け穴：高度プロフェッショナル制度。高度で専門的な職種で年収1075万円以上の労働者は上限規制の対象外

- ・経済的な側面（コストや効率）で語られるがちな働き方改革
- ・命や健康への配慮も必要では



# ⑥:結びに代えて

二〇五年の暮れ、忙しさは前年以上だった。運んでも運んでも荷台が空にならない。「まだ荷物が届かないんですけど」。また客からのクレームの電話だ。担当地域は傾斜のきつい横浜市内の住宅地。宅配大手ヤマト運輸のドライバーだった高木純一さんは「仮名」は電話で遅配をした。お歳暮、クリスマスアバウトながら、重い荷物を手に坂を駆け上った。「一日二百個配達。忙しい」「日ご飯は移動中に菓子や牛丼をかき込み、夜遅くまで働いていた」と振り返る。

働き方改革の行方 —4—

## 便利さ追求の果て



写真:ヤマト運輸提供

荷物は増えてもドライバーが集まらない宅配業界

| 年         | 宅配便取扱個数 (億個) | 運輸・郵便業の「八手不足」指數※ (右目盛り) |
|-----------|--------------|-------------------------|
| 2009(年)10 | 36           | 30                      |
| 11        | 34           | 32                      |
| 12        | 32           | 31                      |
| 13        | 31           | 30                      |
| 14        | 33           | 31                      |
| 15        | 37           | 37                      |

※労働者の過不足状況を全国の事業所に尋ねる厚生労働省の調査から。指數は、「不足」とする事業所の割合から「過剰」な事業所の割合を引いた数値

## 宅配疲弊 利用客も助長

私たちも「過労社会」に加担  
24時間営業、即日配達、100円ショップなど。より安く、より早く、より便利に—

## 便利さの裏側に目を

- 私たちの“わがまま”によって、誰かが犠牲になっている
- 私たちは労働者であり消費者

## 私たちの意識改革も必要

より安く、より便利  
日々。脳がぱんぱんに膨つむような感覚に陥つたこともある。そのままボックリ死んでしまったのは、四歳の子どもを残して死ねない」。  
迷った末に昨秋、十年以上前にいた同社を辞めた。  
「まだ荷物が届かないんですけど」。また客からのクレームの電話だ。担当地域は傾斜のきつい横浜市内の住宅地。宅配大手ヤマト運輸のドライバーだった高木純一さんは「仮名」は電話で遅配をした。お歳暮、クリスマスアバウトながら、重い荷物を手に坂を駆け上った。「一日二百個配達。忙しい」「日ご飯は移動中に菓子や牛丼をかき込み、夜遅くまで働いていた」と振り返る。

耐えかねた同僚が一人、また一人と去っていく。アルバイトが集まらず、社員の補充もない。深刻な人手不足から長時間労働がまん延していく。高木さんの勤めていた支店では昨年八月、違法労働監視の一人と争つた。アルバウトは正勧告を受けた。署から是正勧告を受けた。ヤマトは取扱量が増えていたことだ。「おもてなし」文化は「行き過ぎた福利待遇」で、心理学者の言ふところでは「過剰サービス」が「過剰サーキュレーション」と呼ぶべきだ。ヤマトは取扱量が増えていたことだ。かつてのヤマトのキャラクターは「おもてなし」が「おもてなし」ではない。このまま